

稱讚 二七九号

二〇二六年三月一日発行

稱讚寺

春季彼岸会法要のご案内

日時 三月二〇日(金・祝)

午後二時

発行 浄土真宗本願寺派 稱讚寺
〒二二一〇〇七五

東京都足立区一ツ家三丁目五番二〇号

TEL 〇三―五二四二―二〇二五

FAX 〇三―五二四二―二〇二六

H P shousanji.com

メール shousanji@festa.ocn.ne.jp

あんらくじょうど

安楽浄土にいたるひと

ごじよくあくせ

五濁悪世にかへりては

しやかむにぶつ

釈迦牟尼仏のごとくにて

りやくしめじょう

利益衆生はきはもなし

浄土和讃

ミラノコレティナ2026冬季オリンピックが閉幕したかと思ったら、パラリンピック、ワールド・ベースボール・クラシックもはじまりました。三月は、公私ともに忙しいですね。師走と言われる十二月よりも忙しい気が致します。二〇二一年三月一日に発生した東日本大震災から十五年が経ちます。改めて防災意識を高めることでありますが、この震災で行方が解らなくなっている方は、現在も二五〇〇人以上おられるそうです。

三月六日の「読売新聞オンライン」掲載記事

「帰ってきてくれてありがとう」

14年7カ月ぶりに

抱いた6歳の娘

震災行方不明者なお2500人



「東日本大震災15年」

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなく15年になる。行方がわからなくなっている人は、現在も2500人以上に上る。近年は新たに見つかる人も少なくなっているが、昨年、二年半以上かけて鑑定を進めていた遺骨が岩手県の6歳の女兒のものであると判明した。一方、遺体も見つからず、心の整理がつけられない家族もいる。警察は捜査を続けるとともに、家族らを対象とした相談会などを開き、広く情報を集めている。

自宅から100キロ、海岸に遺体

止っていた家族の時間が動き出したのは、1本の電話からだ。昨年9月30日、岩手県山田町の会社員、山田朋紀さん(52)の携帯電話が鳴った。宮城県警の捜査員だった。同県南三陸町と気仙沼市の海岸清掃で2023年2月に見つけた遺骨が、震災の津波で行方不明となった長女・捺星(なつせ)ちゃん(当時6歳)と判明したとの連絡だった。

11年3月11日、捺星ちゃんは祖母と自宅で津波に襲われた。逃げようとしたが、玄関先に迫る津波を見て家の中に引き返し流された。祖母は漂流物につかまり奇跡的に助かった。自宅は全壊し、

その後の火災で全焼した。翌日、自宅跡を見た母・千弓さん(49)は「助からなかっただろうな」と覚悟した。夫婦は遺体安置所に通い、子どもの遺体を見て回った。だが手がかりはなく、半年後、死亡届を出すことを決めた。ペンを握った朋紀さんは、文字が涙でにじみ、何度も手が止った。それでも書き上げ、書類を提出した。翌朝、新聞を開くと計報欄に娘の名前があった。「本当に亡くなったんだな」。書類上の区切りのはずが、現実として目の前に突きつけられた気がした。家族にはその後、割り切れない思いが残った。捺星ちゃんは人と話をするのが苦手だった。小学5年だった兄・大弥さん(26)は、そんな妹を自分が守って生きていくと子ども心に思っていた。遺体が見つかっていないため、「どこかで生きているのでは」という期待を捨てきれずにいた。朋紀さんはなぜか、捺星ちゃんが誘拐される夢を何度も見た。夢は決まって再会の場面で終わり、目覚めると、頬がぬれていた。昨年1月に開かれた町の成人式。千弓さんは朋紀さんと会場の公民館まで車で行き、晴れ着姿の同級生たちを車の窓越しに見た。「捺星にも着せてあげたかった」。二人で泣きながら帰宅した。朋紀さんに警察から電話があったのは、気持ちの整理をつけられない日々を送っている中だった。遺骨の受け渡しの日、宮城県警南三陸署で布に包まれた骨つぼを受け取ると、千弓さんは抱き寄せ、そっと頬を近づけた。「帰ってきてくれてありがとう」。朋紀さんは隣で、目を潤ませながら天井を見上げていた。大弥さんはその後の記者会見で、何度もハンカチで目元を拭いた。自宅では、朋紀さんの友人が「おかえり捺星」の文字をあしらったキーキを用意して待っていた。家族4人で囲み、「本当に捺星が帰ってきた」と実感した。捺星ちゃんが見つかった後、警察には

行方不明者家族からの相談も増えているという。千弓さんは「14年以上上たつて見つかるなんて想像していなかった。可能性を信じて希望を持ってほしい」と語る。震災15年となる今年の「3・11」は、捺星ちゃんが見つかった宮城県の海岸を4人で訪れるつもりだ。

わずかな手がかり、鑑定技術組み合わせ特定

捜査班はまず、東北大学院歯学研究所の鈴木敏彦准教授に「歯牙鑑定を依頼。歯や骨の発育状態から推定年齢は7歳前後との結果が出た。行方不明者2520人のうち、宮城、岩手両県で街頭する年齢の25人に候補を絞った。そこから先は困難を極めた。虫歯がなく歯並びも整っていたため、治療痕を手がかりにできない。時間がたつていくことで、DNA型鑑定で必要な細胞核のDNAも検出できなかった。そこで実施したのは、細胞の中にある小器官「ミトコンドリア」のDNA型鑑定だ。ミトコンドリアの遺伝情報は母親からのみ子どもに遺伝する。鑑定では、母親との血縁関係に「矛盾なし」との結果が出た。だが、性別はわからなかった。鈴木准教授は、たんばく質を分析する「プロテオーム解析」を提案した。歯のエナメル質に含まれるたんばく質は、DNAよりも長期間残りやすく、男女で性質が異なる。数千年前の遺跡で出土した骨の性別判定に用いられたこともある。捺星ちゃんの遺骨は解析で「女性の可能性が極めて高い」と判定され、他の鑑定結果と合わせて身元が特定された。

続く捜査「一日でも早く」

岩手、宮城、福島県の3県警は震災以降、沿岸部を中心に行方不明者の捜索活動を継続してきた。重

機や熊手で海岸の砂や小石をかき分けて漂流物を探し、近年はドローンも飛ばして会場や崖などを捜索している。福島県では2015年に身元不明の遺体がゼロとなったが、岩手、宮城両県ではまだ計53体あり、県警は身元特定に向けた相談会を継続的に開催している。身元不明遺体が6体ある宮城県では、県警が十三年以降11回、相談会や情報交換会を実施。二人の身元特定につながった。岩手県の身元不明遺体は47体で、県警は14年から相談会を75回開催。似顔絵や着衣の情報を示し、DNA型鑑定の資料提供も呼びかけている。1月に釜石署で実施した相談会には4人が来場。同県山田町の山根捺星ちゃんの遺体が見つかったと知り初めて訪れた高齢女性は、会社の従業員が見つかっていないが、「チャンスがあると信じている」と話す。震災後の火災で損傷し、DNA型鑑定での特定が難しい遺体も多い。だが、県警捜査一課の大久保頭次・第二検死官は「一日でも早く家族のもとに帰るのが最大の目標」と力を込める。

仏教讃歌「みほとけにいだかれて』の一番の歌詞には、

みほとけに いだかれて きみ往きぬ 西の岸
なつかしき おもかげも 消えはてし 悲しきよ
とあります。

愛する人を亡くされて何年も経っても、思い続けておられる方もいらっしゃる。ご遺体が発見されず、本当に亡くなったかもわからないで、何年も過ぎられている方がおられるということを私自身知っておかなければならないでしょう。

でも、言葉足らずで誤解を招くかも知れませんが、それでも、亡くなられた方は仏さまに成っておられると私たちの心を包んでくださる大いなるお心が南無阿弥陀仏とはたらいておられるのです。

特集 金子大榮師のご領解 ㊦

『親鸞の人生観』

教行信証真仏弟子章

金子大榮 法蔵館 一九六六年初版

十八 宿業の光

本文

またいはく、「心歡喜得忍」といふは、これ、阿弥陀仏国の清浄の光明、たちまち眼前に現せん。なんぞ踊躍にたえん。この喜によるがゆへに、すなはち無生の忍をうることをあかす。また喜忍となづく。また悟忍となづく、また信忍となづく。これすなはち玄談するに、いまだ得処をあらはさず。夫人をして、ひとしく心にこの益をねがはしめんとおもふ。勇猛専精にして、心にみんとおもふとき、まさに忍をさとするべし。これ、おほくこれ十信のなかの忍なり。解行已上の忍にはあらざるなり。

口語訳

またいう『観経』に「心、歡喜するが故に無生法忍を得」と説かれた。これは韋提希夫人の眼前に浄土の光明が現われるとき、躍りたち、その喜びによつて無生忍を得るであろうことを明かすものである。この忍は、また喜

忍とも悟忍とも信忍ともいわれる。それは信による忍であつて、解・行等による忍ではない。

一

本文は善導の『観経序分義』にあることばである。『観経』のはじめに釈尊は韋提希に対し「夫人はやがて阿弥陀仏の清浄の光を眼の前に見るであろう。その時には、その喜びにおいて無生法忍を得るであろう」と説かれた。こうして玄談(前もつて語る)しながらそのときを指定されなかつたのは、夫人をして無生法忍を得る期待をもつて専心に浄土を願わせるためであつた。その無生法忍というのは、不断煩惱の身に与えられる得涅槃である。だからそれは未だ得ずしてすでに得たる喜びの忍であり、大悲の仏心が受け容れられたる悟の忍であり、本願に疑いなき信の忍である。それは解による忍ではなく、また行による忍でもないのである。

二

しかるに無生法忍というは、すでにしられてあるように涅槃に相応する智慧である。したがつてそれは知解によりて了達せられ、修行によりて身証さるべきものである。しかれば知解はいかに明確であつても、無生法忍に了達しないものならば、それは仏法に契うものとはいへぬのであろう。涅槃を得ない学解は、いかに自信がつくとも凡夫の固執にすぎぬものである。また修行の力によりて死をおそれない境

地に達したとしても、涅槃を身証するものではないならばそれは柔軟性のない剛直の性格をつくることとなつたであろう。学解すんで解忍にとおびかり、修行に努めて行忍を得ることができない。悲しむべきことである。

されどそれは解忍や行忍はないということではない。仏弟子の解も行も、その忍を得るためであつた。その解行によりて得らるべき忍が阿弥陀の光によりて解もなく、行もない身に得られると説かれたのである。それが韋提希のころを動かして浄土を願わしめたのである。しかして、そこに親鸞が「韋提希とひとしく三忍をう」る感激を歌えるゆえんもあるのである。

仏陀は「法に依りて人に依らざれ」と教えられた。それは教えに順うことは自身の道を求めるためであつて、説く人を頼むことではないからである。されど教えを聞こうとする者は、説く人を選ばざるを得ない。智徳ともに優れた人の教えでなくては、聴く気になれないのは常識である。ここには「人に依りて法を重んずる」という事実もあるのである。

されど智徳の優れた聖賢の教えには、どこかに追隨を許さないものが感じられる。それは敬服せねばならないとしても、そのままにわれらの道とすることはできない。その智慧をきわめた人にも真智は無知であるという境地はあ

らの愚かさや異なるものがあるようである。修行に退転なき人も「道は自然にあり」といつてい
る。されどその自然は宿業のままにということ
ではないようにおもわれる。ここには智徳の高
い人の教えであるというだけでは、その説く法
に順いがたいという悲しみがあるのである。

三

こうして我らは、さらに我らの道となり得る
法を説く人を尋ねる。その法を説く人は、深く
人間の業苦を知っているものであらねばならな
い。ここに親鸞が特に七高僧を選んで本師と仰
がれたゆえんがあるのであらう。七高僧の説く
ところは、教法の解釈にほかならない。されど、
その解釈には、人間の業苦を知るものでなくて
はと思われるものが感ぜられる。この教法の解
釈における人間苦の表白的性格を持つものは、
七高僧の説にほかならない。それが親鸞をして
特に七高僧に親しみを感ぜしめたのであらう。
善知識とは、我らの身近にありて、我らの道を
明らかにせられるものである。

我らにありてはその親しみを親鸞の言葉に
感ぜしめられているのである。しかしてその親
しみは、親鸞の生涯の上に我らを見出し、我ら
の一生の上に親鸞の経験の同感せしめてい
るのである。されどこの交感の結果としてどこまで
認容されてもよいことであらうか。

この親しみを法然のうえに感じたる親鸞も
「聖人の御智慧才覚ひろくおはしますに一つな
らんと申さばこそ僻事ならぬ」と反省せざる
を得なかつた。またそれでなければ法然を善
知識と仰ぐこともできなかつたのであらう。我

こうして最後に求められるものは、我らと全
く異なることのない根機でありつつ、救いの法
を聞ける人である。しかして親鸞はその人を求
めて、韋提希夫人を見出せるものであった。夫
人にはなんらの智徳もなく、ただ夫王に順う
ことのみが婦道であると思われていたよう
である。したがって、わが子欲しきに仙人を殺す
ことにも、その子が自分たちのためにならない
ということが高殿から産み落とせることも、た
だ夫王の意志に従うほかなかつたのであらう。

またその産み落とせる子を拾いあげて育てた
ることも、さらに夫王の幽閉せられたところ
に食物を運べることも、女性の本能にすぎない
のである。そこには自覚による自由というよう
なものが認められない。さればこそ苦惱にせめ
られては、「世尊、我、むかし何の罪ありてか、
この悪子を生ぜる。世尊、また何等の因縁あり
てか提婆達多と共に眷属たるや」といわざるを
得なかつたのである。

しかるに、この韋提希の繰言に対して釈尊は
何の応答もせられなかつた。それは平常の釈尊
の教化を知るものには、怪しむべき事実であ
る。平常の釈尊ならば、韋提希の繰言は愚痴に
すぎないことを説き、いまこそ愛欲の禍害を知
りて出家せよと勧めるべきはずである。そのよ

うな教化によりて仏弟子となれる尼僧も多い
のである。しかるにどうしてそれが韋提希を教
化する道とならなかつたのであらうか。ここ
には釈尊も自身の悟れる聖道の限界に当面せ
られたものがあるようである。しかしてその限界
に当面せしめたものは韋提希の苦悩である。
その韋提希の苦悩は、釈尊の聖道的智慧では
どうしても解決のつかないものであった。

それは何故であらうか。韋提希はその苦悩の
うちに生きねばならぬ身であったからである。
その日までの行為は、いかに愚かにみえても、
そうするよりほかなかつたものである。それは
悲しむべきものであつても、責めることのでき
ないものである。それは独り韋提希のみではな
い。すべての人間の業苦ではないであらうか。と
すれば、愛憎の業縁をそのままにしてその苦悩
の解消されるところがなければならぬ。しか
して、そのところにすべての人をして、涅槃せし
めることこそ如来の悲願でなくてはならないの
であらう。これによって釈尊は往生浄土の道を
説かれたのであった。しかしてその大悲の経説
によりて釈尊の御智慧の深広なることが顕わさ
れたのである。

思うにこの韋提希に対する釈尊の教化は聖
道的でなかつたことから、浄土教は仏法でない
という説もあらわれることになつたのであら
う。されどもしそとすれば、釈尊も印度に生
まれられた一人の聖者にすぎないものとなる
のである。しかれば釈尊こそ世界史上における
人類の教師であることを明らかにするものは

3

浄土真宗のビハーラケアを考える

第5章 アジャセ王の救いの過程

8 悔恨と墮獄への執着

阿闍世は、釈尊の月愛三昧を通して、全身にでき
たできものが癒えた。しかしなお、阿闍世の心の底
では、自分が父を殺したことに對する、言いつくせ
ない後悔と罪責感があつた。それで阿闍世は、地獄
に墮ちることが決定していると思ひ込んでいた。地
獄に墮ちるのが恐くて、阿闍世は耆婆に懇願する。
「われいまかくのごときのご二つの語を聞くといへ
ども、なほいまだあきらかならず。さだめてな
んぢ来たれり、耆婆、われなんぢと同じく一象
に載らんと欲ふ。たとひわれまさに阿鼻地獄に
入るべくとも、冀はくは、なんぢ捉持してわれ
をして墮としめざれ。」(信卷 註釈版聖典28
1頁)

〈現代語訳〉

「私は、今、このような二つの話、すなわち、地
獄に墮ちた王と、仏のもとに行つて救われたも
のの話を聞いたけれども、まだ不安でならな
い。私はそなたと同じ象に乗りたいたいと思う。私
が無間地獄へ墮ちるようになって、どうかつ
かまえて、私を墮さないようにしてくれ。」

阿闍世は、父を殺した罪の大きさを知り、地獄に
墮ちることを恐れている。この時点の阿闍世は、
「私が地獄に墮ちることになつても、人々の苦しみを
を取り除きたい」という、無根の信の境地にまでは

達していない。過去に向かつては自分の犯した罪過
に執着し、未来に向かつては地獄に墮ちることにと
らわれていたのである。

犯した罪から逃げずに、自らの罪過をありのまま
に知り、それを詫びて告白することが、救いの過程
の第一歩である。言い換えれば、救いの過程の第一
歩は、慚愧である。阿闍世は、耆婆に、「慚愧してい
る今のあなたの姿こそが人として生きる道である」
と慰められて、犯した罪に向き合つた。そして、阿
闍世は、悪人である自分を見捨てない仏の願いを
聞き、また優しい月愛の光に包まれて確かに全身
にできた瘡はすっかり消えていった。それにもかか
わらず、阿闍世は、「私は地獄に墮ちることが決定
している」といい、自らの罪により深く執着するこ
とになつたのだろう。おそらく汚れてしまつた阿闍
世が、力強い仏の願いを知り、清らかな月愛の光に
包まれて、確かに全身にあらわれたできものは消
えていったものの、仏が清らかであればあるほど、
阿闍世は、自らの醜さをより一層、感じずにはいら
れなかつたのだろう。自らの後ろめたさがある人間
は、何のこだわりもない清らかな相手の心に接す
るとき、かえつて薄汚れた自分の心を知ることにな
らう。

9 慚愧の真意―二種深信

罪の慚愧は、自らの罪を滅するために行われるの
ではない。親鸞は、慚愧によつて罪が滅するという
『涅槃經』の文章をあえて引用していない。これにつ
いてはすでに、優れた考察があるので、次に紹介し
ておきたい。

「親鸞の悔恨の見方は、仏教一般のそれとは異

なるように思われる。彼は『涅槃經』にある耆婆
の言葉をもつて全部引用してはいない。引用
されていない部分では、盛んに懺悔の滅罪の効
果が述べられている。『先に悪を作ると雖も、

後に能く発露し、悔し已りて慚愧して更に敢え
て作らず。猶し濁水の、之に明珠を置かば、珠
の威力を以て、水則ち清と為るが如く、烟雲
除れば、月則ち清明なるが如く、作惡して能く
悔するも、亦復是の如し。王若し懺悔して慚愧
を懷かば、罪即ち除滅して、清淨なること本の
如し。云々』(『涅槃經』梵行品第四)。これは単
なる省略ではなく、親鸞の意図的な除去である
と思われる。信卷の引用文によつて描き出され
た阿闍世の悔恨には、滅罪の働きはなく、それ
故ここには「改め」の契機はない。…改めの契
機のない悔恨は、一途な苦惱となる。そこには
恐怖が積極的な意味をもつことを妨げるもの
はなにもない。(氣多雅子著『宗教経験の哲学』
172頁 創文社)

犯した罪の深さに一旦気づきはじめると、その罪
過は自己の胸の中で大きな塊となつて、ただ心の
底から謝ることだけで許されるようなものではな
い。阿闍世はそう強く実感した。このように慚愧は
慚愧によつて犯した罪を滅罪し、帳消しにして、清
らかな心に返ることを目的にしたものではない。慚
愧は、罪の責め苦から解放される手段ではなく、む
しろ、救いがたい自己の罪悪深重をありのままに
知つていく道程である。

親鸞は慚愧について、こう記している。

「無慚無愧のこの身にて」

まことのこころはなけれども

弥陀の回向の御名なれば

功德は十方にみちたまふ」

『正像末和讃』(97) 註釈版聖典617頁)

まことの慚愧に至っては、慚愧すらもできない自分自身であると、親鸞は述べている。しかも同時に、その慚愧も無き自己に、本願の名号の功德が満ち満ちているというのである。真の慚愧は、自らの意志や計らいによって、自覚されたものではない。他力回向の本願が偽りをかかえた自己を貫くときに、おのずともたらされるのが、真の慚愧である。

真の慚愧の心が、仏の本願力によって開かれるという構造は、親鸞における二種深信の構造そのものである。二種深信については、善導の『観經四帖疏』散善義の深心釈に説かれている。親鸞はその文章を信巻に引用している。

「深心といふは、すなはちこれ深信の心なり。また二種あり。一つには、決定して深く、自身は現にこれ罪悪生死の凡夫、曠劫よりこのかたつねに没し、つねに流転して、出離の縁あることなしと信ず。二つには、

決定して深く、かの阿弥陀仏の四十八願は衆生を摂受して、疑なく慮りなくかの願力に乗じて、さだめて往生を得と信ず。」(善導『観經四帖疏』真宗聖教全書11534頁。信巻 註釈版聖典217頁1218頁。『愚禿鈔』巻下 深心釈 註釈版聖典521頁)

この二種深信について、親鸞は、

「この深信は他力至極の金剛心、一乗無上の真実信海なり。」(『愚禿鈔』巻下 深心釈 註釈版聖典522頁)

と明らかに記しているように、機の深信も法の深信もともに他力の信心である。二つの深信が前後に起きる心でもなければ、並列して起こる心でもない。二種深信は一つであって、本願他力に願われている信心であり、初めから終わりまで一貫してつづく心である。深いまことの罪の慚愧は、仏の本願力がこの罪業深重の凡夫を摂めとつてくれていると知られるところに、自ずと生まれる。すなわち、「罪悪生死の凡夫がつねに流転して迷いを出離する縁がない」と知られてくること(機の深信)と、「阿弥陀仏の本願が苦惱する衆生をそのまま摂受して、本願力によって往生することができると知ら

れてくること(法の深信)とが、一つであるという構造である。二種深信は一つであって、本願他力に願われている信心であり、初めから終わりまで一貫してつづく心である。

このように、真の慚愧とは、生涯にわたつてつづくものであり、仏の本願他力が自己に満ちてくるからこそ、自ずと気づかれてくる罪業深重の自覚であるといえるだろう。仏教における真の慚愧は、本願他力によって起こってくるのである。

10 狂惑による罪一さるべき業縁の恐ろしさ

人は、自己も相手も見失い、疑いと激しい怒りに心が満たされ、暴走した行為をする恐ろしさを秘めている。釈尊は、錯乱による罪について、阿闍世にこう語った。

「大王、衆生の狂惑におほよそ四種あり。一つには貪狂、二つには業狂、三つには呪狂、四つには本業縁狂なり。……大王、人の耽酔してその母を逆害せん、すでに醒悟しをはりて、心に悔恨を生ぜんがごとし。まぎに知るべし、この業また報を得じ。王いま貪酔せり。本心のなせるにあらず。もし本心にあらずは、いかにぞ罪を得んや。」(信巻 註釈版聖典283頁)

〈現代語訳〉

「王よ。衆生の錯乱に四通りある。一つは貪欲によるもの、二つは業によるもの、三つには呪われたことによるもの、四つには過去の行いによるものである。……阿闍世大王よ、人が、酒に酔って母を殺し酔いがさめてから後悔するようなものである。このような業は、報いを得ない。王は今、貪欲に酔い狂っていた。冷静な心でなされたことではない。もしそれが、本来の心でしたことでないのなら、どうして罪になるといいきれるだろうか。」

ここで釈尊が説いているように、人は貪欲、業物呪い、過去の行為によって正気を失って、殺人を起こすことがある。人間は、極限状況に追い詰められたとき、自分の本来の心をまったく喪失して、狂ったように残忍な行為をとることがあるというのである。

これに関連して、親鸞の思想をたずねてみると、『歎異抄』第十三章において、人間の恐ろしき、宿業の深さについて、こう記されているところがある。

「わがごろのよくてころさぬにはあらず。また害せじとおもふとも、百人・千人をころすこともあるべし。」(註釈版聖典842頁)

〈現代語訳〉

「私の心が善いから人を殺さないのではない。また殺そうと思っていなくても、思いがけず百人・千人を殺してしまうこともあるだろう。」

「やるべき業縁のもよほさば、いかなるふるまひもすべし。」(註釈版聖典844頁)
〈現代語訳〉

「しかるべき縁がはたらけば、どのような行為もしてしまうものである。」

ここに、人間は、狂乱などにより、思いがけず人を傷つけてしまうことさえある「恐ろしき」を秘めていることを明かしている。自己の心は自己さえも制御できない、セルフコントロールできない時があるというのである。『涅槃経』梵行品において、釈尊が、人は錯乱によって、自己を完全に見失って、他者をひどく傷つけてしまうことがあると説いたように、親鸞もまた、人は、自分を追い詰めるような縁がはたらけば、自分で予期しなかったような恐ろしい行動をとることがあるというのである。重要なことは、狂乱の恐ろしき、人間の心の暗闇にめざめなければならぬと、釈尊と親鸞がともに示していることである。

また親鸞は、狂乱して罪を犯すことについて、次のように手紙に記している。

「われ往生すべければとて、すまじきことをもし、おもふまじきことをもおもひ、いふまじきことをもいひなどすることはあるべくも候はず。」(とんまぐ)

貪欲の煩惱にくるはされて欲もおこり、瞋恚の煩惱にくるはされてねたむべくもなき因果をやぶるころもおこり、愚痴の煩惱にまどはされておもふまじきことなどもおこるにてこそ候へ。」(『末灯鈔』十九通 註釈版聖典744頁)

〈現代語訳〉

「自分は往生できるからといって、してはならぬことをしたり、思っていないことを思い、

言ってはならないことを言うことなどは、あつてはならない。しかしながら現実には、貪りの煩惱に狂わされて欲が起こり、怒りの煩惱に狂わされて、怨むことなどないつなかりを壊してしまう心もおこり、愚かな煩惱に惑い、思わぬようなことも起こってしまう。」

このように親鸞は記して、人を決して傷つけてはならないが、人の世の悲劇は、狂乱によって起こることもある。だから、狂酔して犯してしまう過ちは、本心ではないという意味で罪であると断言できないかもしれない。しかし、そうであるからこそ、仏の本願に生かされているものは、煩惱の深さ、錯乱の恐ろしきをよくよく知って生きていかなければならない。そう親鸞はとらえている。

したがって、狂酔から暴走した行為は、罪といえないということだけを、釈尊がいつているのではない。人は悪い縁にふれたら、どのような恐ろしいことをするかわからないという深い罪業を宿しているからこそ、心静かに自分を振り返ることが必要であると、釈尊と親鸞が説いているのである。

南無阿弥陀仏のお念仏は、「慚愧」と「歡喜」のお念仏と聞き習って参りました。

喜ぶべきことを喜ばない、慚愧すべきことを慚愧できない私だからこそ、阿弥陀さまのお心は「ほつとかないよ」と働いておられるすがた・かたちが南無阿弥陀仏と知らされているのではないでしょうか。

